

南部町あおもり移住支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年6月19日訓令第1号

(趣旨)

第1 南部町は、あおもり創生総合戦略及び南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、南部町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から南部町に移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき、100万円を加算する（最大2人まで）。

(対象者要件)

第3 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(6)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- ② 南部町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給してないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、青森県及び南部町が認める場合を除く。
- ④ その他青森県又は南部町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が青森県内に所在すること。
- ② 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ④ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑤ 当該法人等に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- ① 勤務地が青森県内に所在すること。
- ② 週 20 時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該就職先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

移住前に(ア)の要件のいずれかに該当し、かつ(イ)の要件に該当すること。

(ア) 支給対象者の要件

- ① 南部町への移住相談経験(移住担当課窓口、あおもり暮らしサポートセンター等の移住相談窓口、オンライン移住相談、移住イベントでの相談等がある者)
- ② 南部町移住体験施設「おためし住宅」の使用経験がある者
- ③ 南部町へふるさと納税を行ったことがある者
- ④ 南部町に居住経験がある者
- ⑤ 「ふるさと南部会」に入会している、または入会していた者

(イ) 地域の担い手確保の要件

- ① 町内で農林水産業に就業すること。

(5) 起業に関する要件

1 年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。
- (エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第 4 移住支援金の申請者は、申請書(様式 1)、移住先の就業先の就業証明書(様式

2-1、2-2又は2-3)及び本人確認書類に加え、第3(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

(ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

(イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類

(ア) 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

(ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他町長が必要とする書類

2 前項の申請書の提出期限は、当該年度の4月1日から翌年1月16日までとする。
(交付決定の通知)

第5 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の請求)

第6 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付請求書(様式4)により移住支援金の請求を行う。

(報告及び立入調査)

第7 青森県及び南部町は、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 移住支援金の交付を受けた者は、交付を受けた日から5年間、1年に1度町長が指定する期日までに就業・居住状況報告書(様式5)を提出しなければならない。

(返還請求)

第8 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内の他市町村への転居については返還を求めないものとするが、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請日から3年未満に南部町から県外に転出した場合

(ウ) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南部町から県外に転出した場合
(返還の免除)

第9 移住支援金の交付を受けた者は、第8に規定する要件に該当するに至った原因が就職先の倒産、災害、病気等やむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式6)及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、県と協議の上、返還の免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書(様式7)又は移住支援金返還免除不承認通知書(様式8)により当該申請者に通知する。

(返還請求に係る情報共有)

第10 南部町は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。

移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から南部町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と南部町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年6月7日訓令第9号)

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則(令和4年6月7日訓令第6号)

この要綱は、令和4年6月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年4月19日訓令第12号)

この要綱は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年7月28日訓令第15号)

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則(令和6年5月13日訓令第11号)

この要綱は、令和6年5月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年4月1日訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
(令和7年度における特例)
- 2 令和7年3月31日以前に転入した者については就職に関する要件のうち、
(3)については以下のとおり、(4)については対象外とする。
(3) テレワークに関する要件
次に掲げる事項のすべてに該当すること。
(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
(イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。